

会員各位

日本液化石油ガス協議会

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律  
及び関係政省令の運用及び解釈について（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、経済産業省より別添のとおり10月22日付けで改正並びに制定した旨の通知及び周知依頼がありました。

つきましては、会員各位におかれましては、営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

なお、制定された本文及び新旧対照表につきましては、下記の経済産業省のホームページに掲載されております。

また、今回は文書の見直し（例：通商産業大臣→経済産業大臣）も含め全面的な見直しが行われており、その主な内容は下記のとおりです。

敬 具

記

【掲載箇所（経済産業省産業保安ページ内）】

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/detail/hourei.html#200530](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/detail/hourei.html#200530)

○ 主な見直し内容

施行規則の運用及び解釈（条文は次のとおり）にバルク20年検査に関する事項を追加。

- ・ 第16条（販売の方法の基準）関係
- ・ 第21条（特定供給設備）関係
- ・ 第30条（認定の申請）関係
- ・ 第87条（液化石油ガス設備工事）関係
- ・ 第131条（帳簿）関係

※新旧対照表の8ページ以降を参照。

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当者：飯田・岩田）

別添

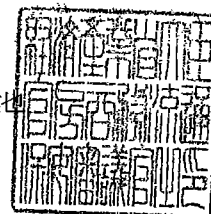
経済産業省

20140901 商局第3号

平成26年10月22日

日本液化石油ガス協議会  
会長 川本 武彦 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 寺澤 達也



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の  
運用及び解釈について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解  
釈についてを別添のとおり定めたので通知します。つきましては、貴団体傘下の関係団体  
及び会員に周知してくださるようお願いいたします。

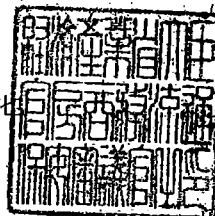
# 経済産業省

20140901 商局第3号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についてを次のように定める。

平成26年10月22日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 寺澤 達也



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についてを別紙のとおり制定する。

## 附 則

1. この規程は、平成26年10月22日から施行する。
2. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（昭和43年2月12日付け 43化第151号による通達）は、廃止する。

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」の改正について

平成26年10月  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
ガス安全室

1. 現状及び改正の経緯

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律149号）の円滑な施行を図るため、同法及び関係政省令の主要条文の運用及び解釈の基準を示すべく、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（昭和43年2月12日付け 43化第151号。以下「基本通達」という。）」が制定されている。

今般、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第16条第2号及び第23号に規定するバルク貯槽等の検査（以下「告示検査」という。）について、その課題に適切に対処し、保安を確保しつつ合理的かつ効率的な告示検査の実施を図るため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年経済産業省令第31号）が本年6月4日に公布され、9月1日から施行された。これを踏まえ、告示検査を実施する際の作業手順等を示すために、基本通達のうち別添4「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について」に所要の改正を行う。

なお、この別添4の改正に当たって、この基本通達を全廃し、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成26年10月22日付け 20140901商局第3号）」として新たに制定する。

2. 主な改正の内容

- (1) 別添1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について
  - ・ 条文中の通商産業省等の名称等について、現行の組織名称等へ変更
  - ・ 引用する関係通達等を最新のものへ変更
- (2) 別添2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について
  - ・ 条文中の通商産業省等の名称等について、現行の組織名称等へ変更
  - ・ 条文中で引用する関係法令の条文ずれを解消
- (3) 別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について
  - ① 規則第16条（販売の方法の基準）関係

高圧ガス保安協会は、規則第16条第22号又は第23号の検査の適切・安全・確実な実施を図るガイドラインとして、KHKS 0745 バルク貯槽の告示検査等に関する基準、KHKS 0746 附属機器等の告示検査に関する基準及びKHKS 0841 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準を制定。これを受け、規則第16条第22号又は第23号の検査はこれらの基準を用いて行うこととする旨を追記。

②規則第21条（特定供給設備）関係

規則第21条第2項についての解釈を示す。

また、消費調整を行うことなく貯槽等を新たな貯蔵設備に直ちに取り替えるときに、貯槽等と新たな貯蔵設備が配管上で連結されたわずかな時間が生じるが、この状態についての解釈を示す。

③ 規則第87条（液化石油ガス設備工事）関係

規則第87条第2項についての解釈を示す。

④ 規則第131条（帳簿）関係

規則第131条第4項におけるバルク貯槽等の帳簿の保存期間についての解釈を示す。

(4) 別添6～8

・削除

※別添新旧対照表参照

3. その他

○10月22日 公布・施行